

第4号議案 定款変更の件

定款の条文を以下のとおり変更することを提案します。

変更前	変更後
(名称) 第1条 本会は、一般社団法人情報科学技術協会（Information Science and Technology Association 略称 INFOSTA）と称する。	(名称) 第1条 本会は、一般社団法人情報科学技術協会（Information Science and Technology Association, <u>Japan</u>; 略称 INFOSTA）と称する。
(決議) 第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に定めのある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。 可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項前段において、議長は社員として決議に加わることができない。 3 <u>前項の規定</u>にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 理事および監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散および残余財産の処分 (5) 合併、事業の全部または一部の譲渡 (6) その他法令またはこの定款で定められた事項 4 理事および監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。	(決議) 第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に定めのある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。 可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項前段において、議長は社員として決議に加わることができない。 3 <u>第1項の定め</u>にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上をもって行う。<u>この場合においても、議長は議決権を行使することができない。</u> (1) 会員の除名 (2) 理事および監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散および残余財産の処分 (5) 合併、事業の全部または一部の譲渡 (6) その他法令またはこの定款で定められた事項 4 理事および監事を選任する議案を決議する場合は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
(議決権の代理および書面決議) 第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権	(議決権の代理および書面・<u>電磁的方法による</u>決議) 第20条 社員総会に出席できない社員は、

を行使することができる。この場合は、当該社員は、議決権を委任する書面をあらかじめ提出しなければならない。 2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。 3 第1項および2項の場合における第18条（定足数）および第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。	他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合は、当該社員は、議決権を委任する書面（<u>電磁的方法によるものを含む。</u>）を、あらかじめ提出しなければならない。 2 社員総会の決議について、書面<u>または電磁的方法</u>により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、所定の様式および手続きに従って議決権を行使しなければならない。 3 第1項および第2項の場合における第18条（定足数）および第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
（役員の設置） 第22条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事5名以上 (2) 監事2名以内 2 理事のうち代表理事として1名を会長、2名以内を副会長とし、業務執行理事として1名を専務理事とする。	（役員の設置） 第22条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事5名以上 (2) 監事2名以内 2 理事のうち代表理事として1名を会長、2名以内を副会長とし、<u>必要に応じて</u>業務執行理事として1名を専務理事とする<u>ことができる。</u>
（役員の選任等） 第23条 役員は社員総会において、これを選任する。 2 会長、<u>副会長</u>および<u>専務理事</u>は、理事会において、理事の中から選定する。 3 監事は理事を兼ねることができない。 4 役員について、当該役員およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある役員の合計数は、役員総数の3分の1を越えてはならない。 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の役員または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数	（役員の選任等） 第23条 役員は社員総会において、これを選任する。 2 会長<u>および</u>副会長は、理事会において、理事の中から選定する。<u>専務理事を置くときは、当該専務理事も同様とする。</u> 3 監事は理事を兼ねることができない。 4 役員について、当該役員およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある役員の合計数は、役員総数の3分の1を越えてはならない。 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の役員または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある役員の合計数

は、役員総数の3分の1を超えてはならない。 6 役員に異動があった場合は2週間以内に登記しなければならない。	は、役員総数の3分の1を超えてはならない。 6 役員に異動があった場合は2週間以内に登記しなければならない。
(理事の職務・権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。 3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があった場合または会長が欠ける場合は、会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。 4 専務理事は、会長および副会長を補佐する。 5 会長、副会長および専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 6 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告をしなければならない。	(理事の職務・権限) 第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。 3 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があった場合または会長が欠ける場合は、会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。 4 <u>専務理事を置いた場合には、当該専務理事は、</u>会長および副会長を補佐する。 5 会長、副会長は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 <u>専務理事を置いたときは、当該専務理事も同様とする。</u> 6 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監事に報告をしなければならない。
(事務局) 第51条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には事務局長および所要の職員を置く。 3 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て任免する。 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	(事務局) 第51条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置する。 2 事務局には、<u>必要に応じて事務局長を置くことができ、あわせて</u>所要の職員を置くことができる。 3 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て任免する。

	4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
--	--

変更付議の理由

- 電磁的方法による議決権行使等を可能とすることにより、社員の委任状提出等の負担、および委任状収集の事務負担を軽減する（第20条）
- 名称の英語表記を実態に合わせるための文言の調整（第1条）
- 議長の議決権行使に関する定めの曖昧性解消（第19条第3項）
- 組織規模、事業規模、およびデジタル化の進展に合わせて業務遂行体制を柔軟に調整することを可能にするため、専務理事および事務局長の選任を任意とする（第22条、第23条、第24条および第51条）。具体的には、同規模の学協会と同様に事務を会長・副会長ほか理事によって遂行することや、一部事務を外部事業者に委託することを可能とする。

以上